

沿岸広域振興局長告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和8年9月11日

沿岸広域振興局長 村 上 聡

- 1（１） 路線名 釜石遠野線
 - （２） 供用開始の区間
 - ア 釜石市橋野町第41地割55番3地先から51番1地先まで
 - イ 釜石市橋野町第41地割10番地先から49番1地先まで
 - ウ 釜石市鶴住居町五丁目707番地先から第12地割48番12地先まで
 - （３） 供用開始の期日 令和8年9月11日
 - （４） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 令和8年9月11日から同年10月13日まで
- 2（１） 路線名 普代小屋瀬線
 - （２） 供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡岩泉町安家字大坂本国有林63林班い1小班地先内
 - イ 下閉伊郡岩泉町安家字折壁15番13地先から10番1地先まで
 - （３） 供用開始の期日 令和8年9月11日
 - （４） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 令和8年9月11日から同年10月13日まで